

「ニュージーランド産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成17年12月16日17消安第8604号消費・安全局長通知)一部改正新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>1 指定生産地域及び指定生産地 (1) (略) (2) 告示1の指定生産地は、ニュージーランド植物防疫機関(以下「NZ機関」という。)が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1によりNZ機関から、(1)のア及びイの地域については毎年10月31日までに、(1)のウ及びエの地域については毎年9月30日までに日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。</p>	<p>1 指定生産地域及び指定生産地 (1) (略) (2) 告示1の指定生産地は、ニュージーランド植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1によりニュージーランド植物防疫機関により、(1)のア及びイの地域については毎年10月31日までに、(1)のウ及びエの地域については毎年9月30日までに日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。</p>
<p>2 こん包施設 告示5のこん包施設は、NZ機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式2によりNZ機関から、日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。</p>	<p>2 こん包施設 告示5のこん包施設は、ニュージーランド植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式2によりニュージーランド植物防疫機関により、日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。</p>
3 (略)	3 (略)
<p>4 指定生産地における調査の結果の記録、保管及び報告 (1) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、NZ機関が別記様式3及び4により記録し、保管するものとされている。 (2) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、NZ機関が輸出期間終了後に別記様式3及び4の内容をとりまとめの上、日本国植物防疫機関に報告するものとされている。</p>	<p>4 指定生産地における調査の結果の記録、保管及び報告 (1) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が別記様式3及び4により記録し、保管するものとされている。 (2) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が輸出期間終了後に別記様式3及び4の内容をとりまとめの上、日本国植物防疫機関に報告するものとされている。</p>
<p>5 調査及び検査の確認 植物防疫官は、NZ機関と共同して、毎年1回以上さくらんぼ生果実の輸出期間中に告示6の調査及び検査の確認を行うものとする。</p>	<p>5 調査及び検査の確認 植物防疫官は、ニュージーランド植物防疫機関と共同して、毎年1回以上さくらんぼ生果実の輸出期間中に告示6の調査及び検査の確認を行うものとする。</p>
6 (略)	6 (略)
<p>7 輸出検査 (1) (略) (2) (1)の検査の結果は、NZ機関が記録し、保管するものとされている。 (3) (略)</p>	<p>7 輸出検査 (1) (略) (2) (1)の検査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が記録し、保管するものとされている。 (3) (略)</p>

8 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

CLEARED BY NZ GOVERNMENT

(2) 仕向地の表示

FOR EXPORT TO JAPAN

(削る)

(削る)

9 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港又は飛行場において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、こん包が破損している場合若しくは開封されている場合、告示7の封印がなされていない場合又は告示8の表示がなされていない場合には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、コドリンガが付着していた場合には、次の措置を講ずるものとする。

ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、コドリンガが付着していた荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ NZ機関に対し、さくらんぼ生果実の日本向け輸出を停止するよう求めるとともに、以後の輸入検査を中止すること。

8 表示

告示8の表示は、次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(新設)

(新設)

CLEARED BY NZ MAF

FOR JAPAN

9 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合、告示7の封印のない場合又は告示8の表示がなされていない場合は、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

(4) 植物防疫官は、コドリンガが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。

ア コドリンガが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ニュージーランド植物防疫機関に対し、さくらんぼ生果実の日本向け輸出を停止するよう求めるとともに、以後の輸入検査を中止すること。